

明治後期の日本の関税政策

—明治32年，明治44年の関税改正をめぐって—

奥 和 義

はじめに

1. 1899年（明治32年）の関税改正
2. 1906年（明治39年）の関税改正
3. 1911年（明治44年）の関税改正

結びにかえて

はじめに

戦前期の日本貿易の発展に関してはすでに多くの優れた研究が存在している。その代表として、日本貿易論の古典的モデルである雁行形態論や三環節論による分析、近代経済学による日本貿易発展の長期的分析などがある⁽¹⁾。このような日本貿易論、日本貿易史の特徴は、産業と貿易の発展過程と論理

(1) 雁行形態論、三環節論を発展させた日本貿易分析については多くの論稿があるが、それぞれ山澤逸平『日本の経済発展と国際分業』東洋経済新報社、1984年、高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980年、43～76ページを参照。また近代経済学による日本貿易の長期分析については、小島清編『論争・経済成長と日本貿易』弘文堂、1960年、馬場正雄・建元正弘「日本における外国貿易と経済成長」篠原三代平・藤野正三郎編『日本の経済成長』日本経済新聞社、1967年、所収などを参照。

を叙述する、輸出競争力の源泉と輸入代替成功の要因をさぐる、つまり、国際経済における日本の比較優位構造の動態的变化を経済発展、資本蓄積の観点から跡づけていることである。⁽²⁾したがって、諸商品の世界市場における競争の具体的様相、商品に対する需要構造などの分析、また、貿易政策と貿易の発展との関連についての研究は比較的希薄であったといえる。⁽³⁾

本稿ではこのような現状を踏まえ、明治後期の貿易発展と貿易政策の関連を探る予備的考察として、明治32年(1899年)と明治44年(1911年)の関税制度の改正を検討する。関税政策に対する分析アプローチとしてつぎのようなアプローチが考えられる。まず、関税政策を貿易政策の一つととらえ、それを国内産業の保護・発展政策の一つとして分析する方法がある。貿易政策の手段には間接的な手段として輸入税、輸出税、輸出補助金、複数为替レート制度などがあり、直接的な手段として輸入の数量制限(輸入割当制、輸入許可制)、輸出規制・為替管理などがある。⁽⁴⁾関税政策をこのような多岐にわたる貿易政策手段の一つととらえ、日本の関税制度を世界各国の関税制度と比較し、また日本の関税の国内産業への保護・育成効果を検討するという方法がある。

つぎに、関税政策を国内産業間の利害対立と調整のプロセスの観点から分析することもできる。⁽⁵⁾また、関税の性格を考える場合に国内産業保護の側

(2) 三環節論は本来構造分析であり、戦前期の日本貿易に潜む矛盾点を明らかにしようとしたから、このようにのみ理解することはできない。しかし、三環節形成過程を跡づけることを世界経済の構造変化と日本資本主義の発展の角逐と考えれば、このようにも言えるであろう。

(3) このような世界市場における競争を産業別で分析したものに石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年、Sinya Sugiyama, *Japan's Industrialization in the World Economy 1859-1899*, The Athlone Press, London, 1988などがある。

(4) 貿易政策の手段、その経済的效果などについては、国際経済学の代表的教科書の一つである小宮隆太郎・天野明弘『国際経済学』岩波書店、1972年、第6章「貿易政策の諸効果」を参照。また、貿易政策を考える基本的視点、具体的形態などは吉信肅編『貿易論を学ぶ』有斐閣、1982年、第8章「貿易政策の基本視点」、第9章「貿易政策の具体的諸形態」を参照。

(5) たとえば、松井清編『近代日本貿易史』第1巻、有斐閣、1959年、第5章など参照。

面でなく財政収入の側面を強調すれば、関税改正を財政収入から分析することもできる。⁽⁶⁾さらに、明治期の日本の関税改正は不平等条約の改正過程でもあったから、外交史的視点からアプローチすることも可能である。⁽⁷⁾

本稿では、明治後期の関税改正を貿易政策の側面から跡づけることとする。とはいえ、必要な限りにおいて国内産業間の対立と調整、財政、外交についてもふれる。なお、本稿は、明治後期の日本経済発展の特徴である近代産業と在来産業の並進的發展過程と貿易政策の関連をさぐるという目的の準備的考察である。

1. 1899年（明治32年）の関税改正

徳川幕府は安政5年（1858年）の5カ国条約（イギリス、アメリカ、フランス、オランダ、ロシア）において治外法権を認めるとともに、関税自主権も放棄し、輸出税5分、輸入税原則2割と定められた。さらに慶応2年（1866年）に、イギリス、アメリカ、フランス、オランダ4カ国と改税条約を締結し、輸入税を原則5分（多くは従量税、従価換算で5%）に切り下げた。この改税約書はその後の日本の産業と貿易の発展の初期条件を設定することになった。⁽⁸⁾明治前期のインフレーションの過程でこの条約による輸入

(6) たとえば、富永祐治「我が国の関税収入(一)」「財政収入としての関税—我が国の関税収入(二)」「輸入品類別から見た関税収入—我が国の関税収入(三)」大阪商科大学『経済時報』3巻6号、1931年9月、3巻8号、1931年11月、3巻11号、1932年2月。

(7) たとえば、外務省監修 日本学術振興会編纂『条約改正関係日本外交文書 別冊 通商条約と通商政策の変遷』世界経済調査会、1951年。

(8) この不平等条約改正のための努力は多大に払われたが、条約改正にまでは至らなかった。その経過については、外務省監修 日本学術振興会編纂『条約改正関係日本外交文書 別冊 条約改正経過概要』日本国際連合協会、1950年、を参照。

関税は従価換算で2～2.5%に低落した。⁽⁹⁾この意味で日本は関税による輸入防遏，国内産業に対する競争力の付与は十分に行えなかったといえる。しかし，よく知られているように明治30年（1897年）の金本位制の成立まで日本は銀本位制であり，銀価格下落の時期には為替レート低下によるメリット（輸出促進，輸入防遏）を享受したのである。そして，19世紀末は多少の変動はあったものの傾向的には銀価格が下落しており，日本はこのメリットを受け取っていた。つまり，為替レートが世界的に安定している時期には関税が諸資本間の国際競争の手段となり，為替レートの世界的変動期（たとえば1930年代）には為替レートそのものが競争手段となるのである。⁽¹⁰⁾

さて，この後条約改正の努力は長い間続けられ，⁽¹¹⁾明治32年（1899年）に至ってようやく努力は結実し，関税自主権が形式的に確立される。明治27年（1894年）から明治31年（1898年）にかけて条約改正事業はその目的を達成し，治外法権の撤廃と関税自主権の回復を一応実現することができたので，政府は明治30年（1897年）2月，第10議会に関税定率法案を提出した。これは議会での賛同を得て，同年3月に法律第14号をもって関税定率法として発表された。そして，同年9月勅令をもって同法は1899年（明治32年）1月1日から実施される旨決定された。これによって輸出税は全廃され，輸入品には5分ないし4割の関税が課せられることになったのである。

関税定率法によって関税率別にみた品目数は第1表のようになった。⁽¹²⁾こ

(9) 山澤逸平，前掲書，141ページ。また，「…多くの品物については税率が従量税に換算されていたために，物価の騰貴に伴って実際には非常に低き課税となり，中には一分に足らぬ様なものが出来て了った」とも言われた（上田貞次郎『商業政策』日本評論社，1930年，298ページ）。

(10) 銀価格下落と輸出成長，その国内諸産業に及ぼした影響については，中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会，1985年，第2章「明治前期の経済発展と通貨制度」を参照。為替レートと関税は等しく諸資本間の競争手段になるが，前者は全商品について，後者は商品が選別されて競争力が付与される点が異なる。

(11) 条約改正の努力の詳細は，外務省監修 日本学術振興会編纂『条約改正関係日本外交文書 別冊 条約改正経過概要』，前掲，を参照。

れによれば、関税率の主要な部分は10%～15%、20～25%の関税を課せられる部分で、両者合わせると531品目中420品目にのぼった(79.1%)。これによって改税約書以来の低関税率は形式的に是正されたのである。その結果、関税は従来より全般的に高率になり、「輸入税の税収増加(1898年628万円→

第1表 関税定率法附属税表

種 別	30%～40%の 品 目 数	20%～25%の 品 目 数	10%～15%の 品 目 数	5%の品目数	計
第1類 兵器、時計、學術器具及機械類	1	7	22	1	31
第2類 飲 食 物	0	3	19	0	22
第3類 衣服及附属品	3	27	0	0	30
第4類 薬剂、化学薬及製茶	1	0	70	0	71
第5類 染料・粉料及塗料	0	0	30	0	30
第6類 玻璃及玻璃製品	0	4	2	1	7
第7類 穀物及種子	0	0	0	7	7
第8類 角牙毛皮介甲類	0	3	10	9	22
第9類 金属及金属製品	1	4	42	22	69
第10類 油 臘	0	0	15	0	15
第11類 紙 及 文 具	0	11	1	2	14
第12類 砂 糖	0	2	2	1	5
第13類 布帛・糸縷及同材料	0	23	58	0	81
第14類 煙 草	6	0	0	0	6
第15類 酒 類	14	1	0	0	15
第16類 雜 品	10	33	31	32	106
合 計	36	118	302	75	531

(出所)『商工政策史』第5巻(貿易 上)、商工政策史刊行会、1965年、498ページ。

(12) 詳細な関税率は関税定率法附属輸入税表を参照。また、従価税に代えるに従量税をもってするのが便利の場合、6ヶ月以上の平均価格を算出し、附属税表の税率にもとづいてこれを定めることになっていた(第3条)。その従量税の従価税換算表は、大蔵省編纂『明治大正財政史』第8巻(関税)、財政経済学会、1938年、226～241ページ。

1900年1676万円)によって、輸出税(1898年208万円)を、他の財源に依存することなく全廃(1899年7月)し得ることになり、かつ租税収入中の関税の比重は1898年の9%から1900年には13%へと高まった⁽¹³⁾のである。

しかし、この関税定率法は以下のような内容をもっていたために、実質的な関税自主権の回復にならなかったのである。

まず、物品の課税価格は、仕入地、産出地、製造地における原価に荷造費、運送費、保険料、その他輸入港に到着するまでの諸費用を加えて算定することになっていた(関税定率法第2条)。そのためニューヨークとロンドンから到着した同一の品物に異なる関税が課せられることになったのである。

さらに、第3条において「附属税表ニ掲クル物品ニシテ従価税ニ代フルニ従量税ヲ以テスルヲ便宜トスルモノハ勅令ヲ以テ其ノ物品及細別ヲ定ムルコトヲ得。前項ノ従量税ハ前条ノ算法ニ依リ6箇月以上ノ平均価格ヲ算出シ附属税表ノ税率ニ基キコレヲ定ムヘキモノトス」と規定されている。⁽¹⁴⁾このため明治31年(1908年)9月勅令第220号をもって485品目の大部分について従量税が定められ、明治32年(1899年)年1月1日より実施されることになった。しかし、ここで定められた従量税は明治29年(1896年)における輸入の平均価格を基礎として算出したものであったために、その後インフレーションによって価格騰貴したものが多く、算出価格との間で乖離を生じるようになった。⁽¹⁵⁾つまり実質的に低関税率になったのである。

そして、最も注意しておかなければならないことは、総計531品目(一製品の種類を合わせると497品目)のうち104品目が協定税率を課せられる物品としてイギリス、フランス、ドイツとの追加条約でその税が定められていたことである。その中には金巾を筆頭とした綿布類、羅紗、毛織物類、精製糖、

(13) 高村直助, 前掲書, 75ページ。

(14) 関税定率法(明治30年3月29日法律第14号)第3条。

(15) 『商工政策史』第5巻(貿易上), 商工政策史刊行会, 1965年, 498~499ページ。

鉄鋼、印刷紙など、当時の主要輸入品の大部分が含まれていた。⁽¹⁶⁾また、日本と通商条約を締結していた欧米諸国は、最恵国約款によってこれらの輸入品については協定税率の適用を受けたのであった。

この協定税率は多くの場合従量税の形をとっていて、実際にどのくらいの税率か分かりにくいので、実際の協定税率の試算と関税定率法で定められた税率と比較した第2表をみると、多くの品目の税率が関税定率法の税率よりも低いことがわかる。

したがって、明治32年（1899年）の関税改正はそれまでの協定税率制度（conventional tariff、相手国の承諾がなければ自由にこれを変更できない不利益な協定）からの変更であり、関税自主権を形式的に回復したといえるが、それは完全な関税自主権の獲得ではなく、固定税率のほかに諸外国に対しては協定税率を規定しており（最恵国待遇条約の残存）、複税制度となっていた。⁽¹⁷⁾

したがってまた、明治32年（1899年）の関税改正は、産業保護、財政収入の両方の観点からみても不十分なものであり、第2次関税改正が必要とされたのである。条約は12年の期限を持ったので、この片務的条約は1910年（明治43年）に各国別で双務的に改正され、そして、1911年（明治44年）に改正された関税定率法が実施されることになる。

(16) 協定税率が課せられた物品の詳細な内容は、大蔵省編纂『明治大正財政史』第8巻（関税）、前掲、577～589ページ。

(17) 1899年（明治32年）の関税改正はつぎのようにも評価される。「国内市場を回復していた紡績業については、綿糸に対する10%の単行の従量税は、当時の主力綿糸たる太糸について相対的に重く、カルテル活動を一定程度保護する機能を果たすことになった。…この関税改正は、産業・貿易構造を変革する意義をほとんど持たず、むしろ現実のそれを追認するものであり、これと密接に関連した輸出税全廃が、既存の貿易構造を前提とする輸出促進の役割をある程度果たしたにとどまった」高村直助、前掲書、75ページ。

第2表 協定税率適用輸入品の税率

品目	明治32年関税定率法で定められた税率	明治33年の実際の税率	品目	明治32年関税定率法で定められた税率	明治33年の実際の税率
綿織糸類	10.0	5.3	蠟燭	15.0	8.1
綿布類			ガラス		
雲齊布	15.0	9.7	無色及無著色	10.0	5.2
綿帆布	15.0	8.8	其他	15.0	10.1
綿フランネル	15.0	9.6	ガラス製品	20.0	11.2
更紗	15.0	8.3	印刷料紙	15.0	10.5
綿繻子	15.0	7.7	その他各種紙	15.0	10.0
綿天鷲絨	15.0	8.4	次硝酸蒼鉛	10.0	6.7
生金巾	15.0	7.4	苦草(ホップ)	10.0	3.9
晒金巾	15.0	9.6	乾藍	10.0	6.1
綾金巾	15.0	8.6	置時計、掛時計部分品	20.0	10.0
紋金巾	15.0	5.9	鉄及軟鋼		
色金巾	15.0	8.2	塊	5.0	3.2
天竺布	15.0	9.0	条及竿	10.0	4.5
緋金巾	15.0	9.1	箍及帶	10.0	6.4
寒冷紗	15.0	8.0	軌条	10.0	2.9
其他各種綿布	15.0	10.0	板(厚及薄ノ)	10.0	4.9
毛糸類	10.0	5.8	全(波形ノ)	10.0	7.3
毛織物類			全(電鍍ノ)	10.0	6.3
アルパカ	15.0	11.5	全(有紋ノ)	10.0	5.3
旗布	15.0	7.3	他ノ熟鉄及軟鋼	10.0	5.5
呉呂	15.0	9.9	筒及管	10.0	9.9
フランネル(毛製)	15.0	7.5	釘	10.0	8.4
全(毛綿製)	15.0	6.0	螺旋釘及牝螺旋釘	10.0	9.9
イタリアンクロス	15.0	6.8	葉鉄及葉鋼	10.0	6.3
羅世伊多(Longells)	15.0	8.5	線及細竿	10.0	7.4
縮緬呉呂(生地及白色ノモノ)	15.0	5.1	電線	10.0	2.9
全(染色及形付ノモノ)	15.0	3.3	鋼		
セリデス	15.0	9.9	塊	5.0	5.1
羅紗	15.0	7.9	条竿及板	10.0	7.6
同(綿入)	15.0	9.2	線及細竿	10.0	8.5
毛フェルト地	15.0	14.9	鉛		
その他毛織物	15.0	9.9	塊及錠	5.0	3.9
絹織繻子	20.0	9.9	板	10.0	6.7
麻織糸	10.0	7.0	水銀	5.0	3.5
麻帆布	15.0	10.0	錫(塊及錠)	5.0	2.8
麻布	15.0	10.1	亜鉛		
ブランケット	15.0	9.0	塊及錠	5.0	2.8
帽	20.0~30.0	10.0	板	10.0	4.8
精糖	20.0	9.4~10.2	鉄道機関車、同部分品	10.0	4.8
葡萄酒	35.0	7.4~12.7	印刷機	10.0	5.2
シャンペン	35.0	5.8			

(注) 「明治33年の実際の税率」は明治33年度『大日本外国貿易年表』により各品目の収税額を輸入額で除して算出した百分率。

(出所) 第1表に同じ、512ページ。

2. 1906年（明治39年）の関税改正

1904年（明治37年）2月、日露戦争が勃発すると、政府は戦費調達的手段として公債の募集のほかに非常特別税法を制定し、各種租税の増徴をはかった。関税の増徴についても政府は特別に関税定率法、附属輸入税表を改正することなく、この非常特別税法によって実現をはかった。すなわちこの法律によって、飲食物、衣服および附属品、石油、砂糖、糖蜜、酒類、煙草類などの輸入税は関係法規の定めた税額に加えてそれぞれ一定の割合の税額が増徴されたのである。⁽¹⁸⁾戦争の拡大によって戦費の需要が一層拡大したので、政府は1905年（明治38年）1月非常特別税法の改正をなし、各種輸入品の税率を高めてさらに税収の増徴をはかった。その結果関税収入の増加額（実績）は1904年度（明治37年度）241万円、1905年度（明治38年度）667万円となった。⁽¹⁹⁾

このように戦争という特殊事情によって輸入税は増徴されたが、しかし増徴はすべての輸入品にわたって行われたものではなかったもので、増徴されたものとされなかったものとの間で税率に不均衡を生じるようになった。また、日露戦争後に日本の産業は著しく発展したため、輸入代替から輸出に進む産業もあり、輸入関税の改訂が必要となった。そうした理由から1906年（明治39年）に1899年（明治32年）の関税定率法は改正されることになったのである。

改正による大きな変更点は、まず第3条で便益関税が規定され、さらに第4条および第5条で報復関税・相殺関税が規定され、また第9条で原料品免税ないし戻し税が規定されたことである（以上は新設された規定である）。

(18) 『商工政策史』第5巻（貿易 上）、前掲、513ページ。また、非常特別税による第1次、第2次関税増率の一覧は、『明治財政史綱』東洋経済新報社、1911年、300～301ページを参照。

(19) 大蔵省関税局編『関税百年史』上巻、日本関税協会、1972年、252ページ、254ページ。

また第7条で免税品の範囲が拡張された。その他、従来のアルファベット順配列をやめ、物品の性質、用途などを基準に19類に分けるなどといった分類方法の変更もなされた⁽²⁰⁾。

このように1906年（明治39年）の関税改正は全般的であったが、片務的な協定税率を多く残していた条約の有効期限内に行われた改正（関税自主権の問題は解決されなかった）であったから、財政収入上、貿易政策上十分といえなかった。とはいえ、関税の整備が進んだことから、条約有効期限の切れるきたる1911年（明治44年）における実質的条約改正の準備段階であったと位置づけられる。

さらに、1906年（明治39年）の関税改正時の重要な問題として、戦時における特別税として徴収された米および粃関税の処置をどのようにするかという問題があった。つまり、国内農業を保護するか、あるいは商工業に有利なように穀物関税を廃止するかということで論争が起きたのである。関税改正の政府原案では輸入税表では無税とし、非常特別税が存続するかぎりその税率を維持するというになっていた。しかし、議会でのさまざまな審議をへて、輸入税表に関税率15%といれてこれを永久税とすることが多数意見をしめ、原案が修正された⁽²¹⁾。このことは農業保護の意見が政府の思惑と異なって強かったことを意味していた。この「穀物論争」は1911年（明治44年）の関税改正時にも再度問題になったので、これについては後にふれる。

その後、1911年（明治44年）の全面的関税改正までに関税定率法の条文に改正はなかったが、輸入税表は1907年（明治40年）に1回、1908年（明治41年）に3回改訂された⁽²²⁾。

(20) 詳細は大蔵省関税局編『関税百年史』上巻、前掲、256ページ。

(21) 国会における米穀関税論争の経過の詳細は、『帝国議会貴族院議事速記録』22（第22回議会、明治38年）、東京大学出版会、1980年、および『帝国議会衆議院議事速記録』21（第22回議会、明治38年）、東京大学出版会、1980年、中の関税定率法改正法律案を参照。

(22) いずれも部分改訂であって、関税制度自体の大きな変化ではない。詳細は大蔵省関税局編『関税百年史』上巻、前掲、262～264ページ。

さらに、1899年（明治32年）の条約期限（12ケ年）がせまってきていたので、政府は関税自主権の回復に向けて動きだしていた。1909年（明治42年）夏、新関税定率法草案が条約改正委員会で審議された後、1910年（明治43年）1月第26議会に提出され、草案は修正後議会を通過し、同年の4月に公布された。そして最終的に改正された関税定率法は、同年7月勅令で1911年（明治44年）7月17日より実施するように決定された。

3. 1911年（明治44年）の関税改正

(1) 改正にいたるまで

まず、1899年（明治32年）の関税定率法の問題点を除去するために、協定税率の廃止と弾力的国定税率の確立を目標にして関税調査事業が条約改正事業とともに進行し、複関税が建議され、また自由貿易か保護貿易か、農業保護関税を存続するかどうかという問題が議論されることになった。

商業会議所連合会、日本工業協会などの関係業界や東京経済雑誌、東洋経済新報といった主要経済雑誌の論調は、全般的にみて国内産業の発達、輸出貿易の増進、財政収入の確保などの要請に照らして中和適正の税率を設けることを要請して、極端な保護主義を求める声はほとんどみられなかったのである。このような民間の世論、そして各国との交渉状況⁽²³⁾をふまえて改正草案が作成された。しかし、草案は議会での議論の末修正された。修正の中心は米および粳関税の引き上げを中心として保護主義的傾向を強化するものであった。⁽²⁴⁾

(23) 各国別交渉については、川島信太郎『本邦通商政策条約史概論』巖松堂、1941年、326～349ページを参照。

(24) 詳細な内容は、『帝国議会貴族院議事速記録』26（第26回議会、明治42年）、東京大学出版会、1981年、および『帝国議会衆議院議事速記録』24（第26回議会、明治42年）、東京大学出版会、1981年、中の関税定率法改正法律案を参照。

(2) 改正の内容および特徴

1911年（明治44年）の関税改正の原則は「原則として収入主義を採用すべし。但し関税の作用に依り内地産業の発達を企画し得べき場合に於いては保護主義を加味」⁽²⁵⁾するということにあった。この原則にもとづいて改正作業が進められた。

関税定率法本文の改正点はつぎのような諸点にあった。

第1に従価税品の課税価格算定基準が変更され（第2条）、輸入港に到着したときの総合的な価格にもとづいて課税されることになった。つぎに従価税の従量税換算に関する規定が廃止され、また便益関税が改善されるとともに報復関税規定が変更された。さらに米および粃の輸入関税の低減規定が新設され、免税品も範囲が拡張された。

輸入税表もまた改正され、類別構成が19類から17類に減少し、税目は538品名が647品名に、税率が825が1566というように細分化された。

このような改正によって、標準的税率は農産物について15%とし、国内に生産しない原料についてはさらに税率を低く、あるいは無税とされ、工業品については25%を標準税率として税率は最高60%、最低5%の範囲内として国内農工業保護を実現することになった。また協定税率は残されたが、片務的協定に代えて双務協定がとられ、協定品目も減少し、協定税率との開きは狭められた。新協定品目は65品目で、税目総数647にたいして10%程度になったのである。

つまり、今回の改正は協定税率の束縛からの脱却に主力がおかれており、本来の貿易政策の意味あいからする関税協定の利益（輸出品の販路を確保すること）まで得られたわけではなく、また互恵的協定税率の設定により輸出貿易の保護を策してゐるわけでもなかった。

(25) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第8巻（関税）、前掲、312ページ。

とはいえ協定税率は範囲が著しく制限されており、関税が産業の保護に有効性を発揮できるようになった。関税税率10%以上30%までの品目数が約6割をしめ、関税品の中心をなしていた。無税品は綿、羊毛、麻、鉄鉱、硫酸アンモニウムなどの原料品と肥料が中心であり、5%以下の低税率品は銑鉄、製紙用パルプなどが中心であった。これにたいして30%以上の高率関税品は砂糖、石油の外はウイスキー、バター、写真機などの高級品であった。

さらに1900年（明治33年）時の協定税率と比較してみると（第3表）、ほとんどすべての品目について相当の引き上げをみたのである。

また、税率を改正する場合、これまでは6ヶ月前に公布する必要があったが、今後その必要はなくなった。⁽²⁶⁾

このような関税改正が可能になった条件として、世界の保護主義の動きを忘れてはならない。

(3) 条約改正時の世界の関税政策

日本の関税政策の動きは世界規模での自由化の動きや保護主義の流れと独立ではなかった。日本が自由貿易を強制された1860年代は、イギリスとフランスの間で1860年 Cobden-Chevalier 条約が結ばれた直後の世界的自由化の流れの中にあつた。⁽²⁷⁾ この流れは1879年以降保護主義の方向に転換していく。つまり、自由貿易の旗を掲げていたイギリスを別として、アメリカ合衆国の関税引き上げ、普仏戦争以後のフランス、1870年代以降のドイツの保護関税など世界の大勢は保護主義の方に傾いていったのである。

たとえば、イギリスは第1次世界大戦まで原則として自由貿易政策を貫いたが、フランスは1870年頃以降保護主義に転換し、1892年のメーラー関税法

(26) 諸特徴についてより詳細には、大蔵省関税局編『関税百年史』上巻、前掲、279～282ページ。また、東亜経済調査局（満鉄）『経済資料』12巻2号（我国の関税）1926年2月、参照。

(27) G. Haberler, "Integration and Growth of the World Economy in Historical Perspective," *American Economic Review*, 1964, March, pp. 4～5.

第3表 協定税率を課せられた品目の税率

品目	明治33年度の実 際の税率(協定 税率)	43年度の実 際の税率	品目	明治33年度の実 際の税率(協定 税率)	43年度の実 際の税率
綿織糸類	5.3	8.9	蠟燭	8.1	31.4
綿布類			ガラス		
雲齊布	9.7	}	無色及無著色	5.2	} 23.5
綿帆布	8.8		その他	10.1	
綿フランネル	9.6		ガラス製品	11.2	27.7
更紗	8.3		印刷料紙	10.5	} 16.4
綿繻子	7.7		その他各種紙	10.0	
綿天鵞絨	8.4		次硝酸蒼鉛	6.7	12.1
生金巾	7.4		苦草(ホップ)	3.9	
晒金巾	9.6		乾藍	6.1	19.1
綾金巾	8.6		置時計、掛時計、部分品	10.0	33.1
紋金巾	5.9		鉄及軟鋼		
色金巾	8.2		塊	3.2	4.4
天竺布	9.0		条及竿	4.5	14.2
緋金巾	9.1		箍及帶	6.4	8.8
寒冷紗	8.0		軌条	2.9	21.4
その他各種綿布	10.0	板(厚及薄ノ)	4.9	} 10.9	
毛糸類	5.8	同(波形ノ)	7.3		
毛織物類		同(電鍍ノ)	6.3		
アルパカ	11.5	同(有紋ノ)	5.3		
旗布	1.3	他の熟鉄及軟鋼	5.5	16.8	
呉呂	9.9	筒及管	9.9	15.2	
フランネル(毛製)	7.5	釘	8.4	22.6	
同(毛綿製)	6.0	螺旋釘及牝螺旋釘	9.9		
イタリアンクロス	6.8	葉鉄及葉鋼	6.3	7.0	
羅世伊多(Longells)	8.5	線及細竿	7.4	19.0	
縮緬呉呂(生地及白 色ノモノ)	5.1	電線	2.9	19.1	
同(染色及形 付ノモノ)	3.3	鋼			
セリヂス	9.9	塊	5.1		
羅紗	7.9	条竿及板	7.6		
同(綿入)	9.2	線及細竿			
毛フェルト地	14.9	鉛			
その他毛織物	9.9	塊及錠	3.9	4.2	
絹織繻子	9.9	板	6.7	16.5	
麻織糸類	7.0	水銀	9.5		
麻帆布	10.0	錫(塊及錠)	2.8	3.6	
麻布	10.1	亜鉛			
ブランケット	9.0	塊及錠	2.8	4.2	
帽	10.0	板	4.8	11.9	
精糖	9.4~10.2	鉄道機関車、同部分品	4.8	28.4	
葡萄酒	7.4~12.7	印刷機	5.2	16.6	
シャンペン	5.8				

(注) 明治33年度および43年度「大日本外国貿易年表」により作成す。
(出所) 第1表に同じ、546ページ。

で複関税制度を採用し、協定国には最低税率を、無条約国には最高税率を課すようになったし、1910年には最高最低税率の差を拡大させ、しかも最低税率を平均2割に引き上げた。また、ドイツは1879年にビスマルクによって鉄鉄と穀物を中心とする保護関税が導入され、1890年代に一時緩和されたものの大体において関税強化の方向をたどり、1902年に穀物関税を中心として大幅な引き上げを行った。⁽²⁸⁾さらに、アメリカ合衆国では南北戦争後の1864年の関税以来、第一次世界大戦に至るまで一貫して高率関税が続いた。アメリカ合衆国の関税は、1890年代マッキンレー関税、ウィルソン関税、ディングレー関税など多少の変更はあるが、基本的には有税品の税率が40%をこえる高関税であり、国内産業の保護育成に始まって独占化した国内産業への市場保護へと、アメリカ合衆国は一貫して保護主義を貫いたのであった。⁽²⁹⁾また、アメリカ合衆国にとって高率関税は財政収入の意味もあった。⁽³⁰⁾

こうした世界の関税による保護主義の流れの中で日本は関税自主権を回復し、関税の引き上げを開始したのである。

(4) 関税改正の影響

1911年（明治44年）の関税改正の影響は産業保護、関税収入の両面できぎのようであった。

(28) ドイツの関税は当該期における国内の独占組織の形成と密接な関係があってカルテル関税としての色彩が強い。

(29) アメリカ合衆国は政党によって関税政策が変更されたといわれるが（共和党が保護主義、民主党が自由貿易）、税率の面からいえば一貫して高関税であり（1873年、1874年を除いて40%以上）、保護主義的であった。Asher Isaacs, *International trade, tariff and commercial policies*, Irwin, Illinois, 1948, p. 193.

(30) アメリカ合衆国については、F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States*, 7th edition, 1923（長谷川泰三・安藝昇一訳『米国関税史』弘文堂書房、1938年、復刻、有明書房、1990年）を参照。また各国の関税政策、制度については、朝倉弘教『世界関税史』日本関税協会、1983年、日華新報社『世界関税大全』日華新報社、1914年、を参照。

まず、産業に与えた影響について。

農業については政府は旧税率を据え置く方針であったが、議会において農村選出の議員が多いために米および粃関税を引き上げる意見が強く出された。商工業者の立場からは穀物関税を低減する要求が強く、地主の立場からは関税引き上げによる農業保護が強く求められた。また、関税は間接税で逆累進的であるから社会政策的観点からも穀物関税について論争を生じ、社会政策学会で穀物関税反対論と賛成論が対立することにもなった。⁽³¹⁾ 現実には、議会において多数をしめる農村選出議員の力によって地主の立場を守るために、「米及粃ノ輸入税ハ凶作ノ場合ニオイテハ勅令ヲモッテ期間ヲ指定シ每百斤四〇銭ヲ限度トシテコレヲ低減スルコトヲ得」⁽³²⁾ という一ヶ条が付け加えられたのである。

つぎに製糖業について。製糖業は日本において最大の関税保護を受けたといえる。それは「関税保護はカルテルを形成するという商業政策の理論を最も明瞭に説明したのが日本の糖業政策である。又関税引き上げの結果はダンピングを生ずるという理論もこの製糖業が好例を示している」⁽³³⁾ とまで言われている。1911年（明治44年）の改正まで関税によって台湾糖業者に保護を与えることができなかつたので、砂糖消費税を財源にした生産奨励金を与えることによって政府は保護をはかっていた。しかし、関税改正以降、粗糖50%、精糖60%の国定税率が定められ、そしていかなる場合にも砂糖について関税協定を許さない方針が立てられたため、強力な関税保護が実現されたのである。⁽³⁴⁾

(31) 議会における論争は、『帝国議会貴族院議事速記録』26（第26回議会，明治42年），前掲，および『帝国議会衆議院議事速記録』24（第26回議会，明治42年），前掲，中の関税定率法改正法律案を，社会政策学会での論争は，社会政策学会編纂『関税問題と社会政策』同文館，1909年，を参照。両者の主張の骨子は，松井清『日本貿易論』有斐閣，1950年，82～85ページを参照。

(32) 関税定率法（明治43年4月15日法律第54号）第6条。

(33) 川島信太郎，前掲書，356ページ。

(34) 精糖業の発達については，社団法人糖業協会編『近代日本糖業史』上，勁草書房，1962年，を参照。

また綿糸布業について。綿布税率は10%から20%に、綿糸税率は80番手以上の細糸について7.5%、それ以外についてだいたい8%であった従価税率を10%に引き上げた。80番手以下の綿糸の従量税を旧条約と比較してみると、毎百斤4.80円であったのが5.80~11円に引き上げられたのであった。綿縫糸（カタン糸）は1899年（明治32年）の条約では規定がなかったからすでに相当発達しており、1911年（明治44年）の改正において国定従価税率30%になったのでさらに発達した。⁽³⁵⁾

さらに鉄鋼業について。1901年（明治34年）八幡に官営製鉄所ができて以来が鉄鋼業の発達時期にあたる。当時イギリスとの間で従価10%の低関税協定があったため、鉄鋼業の発達は遅れたが、丁型のアングル、ワイヤー・ロッド、鉄釘の3種は日英協定税率より漏れていたもので、1906年（明治39年）の改正で従価30%の関税を設けられた。今回の改正において鉄類関税の大幅引き上げがはかられたが、それを引き上げることは鉄材を材料とする鉄製品、機械類に対しても高率を課さねばならないことになり、これは紡績、製糖業などへの影響が生じることになる。したがって鉄類の種類を選別して関税賦課がはかられたのであるが、イギリスとの交渉過程で結局、関税率は銑鉄について旧協定のごとく毎百斤8.3銭にすえおかれ、ブラック・シート（薄板）、テンプレートについても旧税率程度に低くすえおかれた。しかし、電鍍板のみ12%の税率が設けられた。⁽³⁶⁾

したがって、今回の改正は農業関係でいえば1905年（明治38年）の米穀輸入関税の存在が固定され、また加工食品類の税率は高率で製粉業・製糖業などの食品工業の輸入品への対抗が促進されるとともに、重工業では汽船・機関車や一部の機械類など、ある程度国産化の展開しつつあった品目で税率が

(35) 川島信太郎、前掲書、360~362ページを参照。

(36) 鉄鋼業と関税については、富永祐治『本邦鉄鋼業と関税』（大阪商科大学経済研究所、調査彙報第5輯）大同書院、1932年、を参照。また、本文で述べた以外の産業に対する関税改正の影響については、川島信太郎、前掲書、356~385ページを参照。

引き上げられ、不十分ながら育成関税の役割を果たすようになったと言える。しかし、重工業の要である鉄鋼・紡績機械・工作機械部門に関しては育成的でなかったのである。⁽³⁷⁾

このような産業保護・育成が進められ、また産業が発達した結果日本の貿易構造はつぎのようになった(第4表)。綿糸布といった全製品の輸出割合は1886—90年(明治29—33年)平均の13.0%から1913年(大正2年)には29.2%に、また原料品の輸入割合は1886—90年(明治29—33年)平均の7.5%から1913年(大正2年)には48.5%に著しく増加しており、原料品輸出、製品輸入の貿易構造から原材料輸入、製品輸出の加工貿易型貿易構造に日本の貿易構造は変化したのである。

第4表 商品類別貿易構成

(単位：百万円, %)

(A) 輸 出											
年 度	食料品	%	原料品	%	半製品	%	全製品	%	その他	%	合 計
1885	11.8	31.8	3.8	10.2	16.5	44.5	3.3	8.9	1.7	4.6	37.1
1886- 90	15.6	26.5	6.9	11.7	26.5	45.0	7.7	13.0	2.2	3.7	58.8
91- 95	18.9	18.5	10.0	9.8	45.5	44.7	23.9	23.5	3.6	3.6	101.9
96-1900	22.5	13.0	20.2	11.7	80.7	46.6	44.5	25.7	5.3	3.0	173.2
1901- 05	35.2	12.2	27.0	9.4	132.8	46.1	85.4	29.6	7.7	2.7	288.2
06- 10	47.3	11.2	39.2	9.3	196.5	46.7	131.6	31.3	6.5	1.5	421.2
1913	62.1	9.8	51.3	8.1	328.1	51.9	184.9	29.2	6.0	0.9	632.5

(B) 輸 入											
年 度	食料品	%	原料品	%	半製品	%	全製品	%	その他	%	合 計
1885	6.4	21.8	1.6	5.4	7.0	23.8	13.9	47.3	0.5	1.7	29.4
1886- 90	11.4	19.7	4.3	7.5	16.6	28.6	24.5	42.3	1.1	1.9	58.0
91- 95	20.4	21.7	19.6	20.8	18.9	20.1	32.7	34.9	2.4	2.5	93.9
96-1900	54.8	23.3	62.9	26.7	41.6	17.7	72.8	30.9	3.2	1.4	235.2
1901- 05	84.4	24.8	112.3	32.9	53.0	15.5	86.2	25.3	5.0	1.5	340.9
06- 10	64.5	14.6	175.4	39.7	81.8	18.5	116.3	26.3	3.7	0.8	441.6
1913	120.6	16.5	353.5	48.5	126.9	17.4	124.0	17.0	4.4	0.6	729.4

(出所) 日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』同局、1966年、280頁より作成

(37) 高村直助, 前掲書, 78ページ。

最後に、関税収入について。

関税収入の総財政収入にしめる割合をみると（第5表）、1911年（明治44年）年または1912年（明治45年、大正元年）で日本は10.2%で欧米各国に比べてかなり低いことが示される。国際的にはこのように低率であったが、日本の関税収入の時期別変化をみると、1897年（明治30年）529.5万円から1899年（明治32年）1325.5万円、1911年（明治44年）年4200.8万円と関税改正ごとに著増している（第6表）⁽³⁸⁾。関税改正はこのように財政収入面でも大きな効果が得られたのであった。

結びにかえて

1911年（明治44年）の関税改正は、収入目的とともに保護政策意図を強く全面にうちだしたものになり、協定税率は残ったものの、片務的なものにならないような努力が払われた。日本はようやく不平等条約のもとから脱却し、関税自主権のもとに保護政策を実施するにいたったのである。だが、この時

第5表 各国関税収入と総歳入との比較

（単位：千円，%）

国別 項目	アメリカ合衆国	ドイツ	イギリス	フランス	日本
歳入	1,990,452	1,453,047	1,813,885	1,740,816	688,461
関税	622,820	428,064	329,284	228,485	68,497
割合	31.3	29.6	18.2	12.1	10.2

- （注）①1911年ないし1912年の分で比較してある。
 ②日本には砂糖および織物に対する輸入消費税（約800万円）があるので、実際は上表より多くなる。
 （出所）小林行昌『関税経済論』巖松堂、1938年、48ページより作成。

(38) 1906年（明治39年）の関税収入が多いのは戦争による非常特別税の税収増の影響である。

第6表 関税収入の推移

(単位：千円)

年 次	関 税 収 入 額
1897年 (明治30年)	5,295
1898年 (〃 31年)	6,281
1899年 (〃 32年)	13,252
1900年 (〃 33年)	16,764
1901年 (〃 34年)	14,458
1902年 (〃 35年)	14,728
1906年 (〃 39年)	41,230
1907年 (〃 40年)	46,960
1908年 (〃 41年)	44,818
1909年 (〃 42年)	35,438
1910年 (〃 43年)	36,073
1911年 (〃 44年)	42,008
1912年 (大正1年)	58,243
1913年 (〃 2年)	73,580

(注) ①関税収入額に輸出税を含まない。

②移入税額は含まない。

③原資料は、東洋経済新報社『日本貿易精覧』東洋経済新報社、1935年、および大蔵省編纂『明治大正財政史』第8巻(関税)、財政経済学会、1938年。

(出所) 大蔵省関税局編『税関百年史』上巻、日本関税協会、1972年、232ページ、283ページより作成。

期には日本は一応の資本主義体制を確立していたのであって、一部の産業、たとえば綿糸紡績業にあっては独占段階に入ろうとしていた。したがって、この関税改正は立ちおくれた国内産業を保護発達せしめる手段としての意味だけでなく、特定の産業についてはその独占的地位を維持せしめる役割も果たしたのであった。⁽³⁹⁾

したがってこの1911年(明治44年)の関税改正は「部分的には幼稚産業の保護育成関税なる役割を持つと共に、部分的には既に早く独占関税へと転化

(39) 『商工政策史』第5巻(貿易上)、前掲、544ページ。

する必然性をはらんでいた」⁽⁴⁰⁾とともに、「44年の改正を特徴づける今一つの指標は農業保護関税の設定であろう。……このことは形の上では1897年のドイツ農工保護関税の同時遂行（ビスマルク関税）と相似する事態であった。」⁽⁴¹⁾といえるのである。

この後日本の工業化の進行によって関税制度は改正を国内的に要請されるとともに、また国際条件の変化によっても改正を要請され、数次の改正をへて最終的に1926年（大正15年）の大改正へとつながり、日本において独占関税が成立することになる。

(40) 松井清、『日本貿易論』、前掲、94ページ。

(41) 小野一一郎「日本の関税問題」『経済評論』3巻5号、1954年5月号、129ページ。